

# 活動経費の一部を 助成します！

子育て支援に取り組む団体に助成します



親子が過ごせる  
居場所づくりを  
もっと充実  
させたい！

就学前児童がいる  
地域の親子が  
交流できる  
イベントを  
したい！

子育てグループを  
もっと  
地域の親子に  
知って  
もらいたい！

募集期間 令和8年(2026年)6月1日(月)～6月30日(火)

助成対象となる  
活動期間 令和8年(2026年)4月1日(水)  
～令和9年(2027年)3月31日(水)

- 募集团体数
- ①子育て交流事業/月2回以上実施・・・4団体  
/月1回実施・・・6団体
  - ②相互保育事業・・・・・・・・・・1団体
  - ③その他の子育て支援事業・・・・・・・・27団体



／  
ホームページは  
こちらから  
／



問い合わせ先 宝塚市子ども家庭支援センター  
☎ 0797-85-3862

★子育て支援グループ活動促進事業助成金について

子どもを地域社会全体で育て、支える仕組みづくりを促進するため、市内で地域と一体になって親子が交流できる場の提供や、相互保育などの子育て支援活動に自主的に取り組む団体に、その活動に係る経費の一部を助成します。

★助成対象団体

地域において自主的な子育て支援活動に取り組む団体に、次の要件を満たす団体

- ・宝塚市内に活動拠点があること。
- ・団体の構成員が5人以上で、その2/3以上が市内に在住していること。
- ・団体の構成員自身が、子育て支援活動を継続的に実施していること。
- ・代表者、組織及び運営に関する事項を定めていること。
- ・営利・宗教及び政治的な活動を目的としないこと。



★対象となる活動内容・助成金額

利用者が当該団体の構成員に限られず、構成員のうち常時2名以上が活動中に従事するとともに地域の方々との交流が図れるよう計画されている次のような活動が助成の対象になります

①子育て交流事業

活動内容	子育てOB・OG、若者等で組織する団体が、就学前児童と保護者が広く交流できる場や異世代交流の場を提供し、子育てに関する情報交換や相談などを行う事業
実施回数	原則として月2回以上継続的に実施
助成金額	上限10万円 ※R8年度新規立上げ団体は10万円加算
実施回数	原則として月1回以上継続的に実施
助成金額	上限5万円 ※R8年度新規立上げ団体は5万円加算

②相互保育事業

活動内容	就学前児童を対象に、参加児童の保護者が当番制により合同で保育する事業
実施回数	原則として月2回以上継続的に実施
助成金額	上限10万円

③その他の子育て支援事業

活動内容	①、②以外の団体に、概ね就学前児童を対象として、地域において創意工夫ある多様な子育て支援活動を自主的に実施する事業		
対象団体	未就園親子が集う親子サークル	助成金額	制限なし
		実施回数	上限2万円
	子ども食堂・地域食堂 ※概ね就学前児童とその保護者分が助成対象	助成金額	制限なし
		実施回数	上限2万円 ※学生ボランティアスタッフ配置加算(5,000円)
	その他 (未就学児のいる子育て世帯向けイベント実施団体など)	助成金額	制限なし
		実施回数	上限2万円 ※複数の団体による合同イベントの場合は要相談

## ★助成金対象経費

事業に直接必要な経費で、主に下記のとおり。

費目	使用例
報償費(講師謝礼)	リトミックや、大型絵本の読み聞かせの講師を外部要請する場合の謝礼(③その他の子育て支援事業の場合は上限5,000円)
交通費	講師のイベント当日の交通費 団体構成員の交通費(上限あり)
消耗品費	工作等で使用する文具・材料 居場所開催日に遊んでもらうおもちゃや絵本 ※工作は完成品が概ね200円程度
印刷製本費	団体紹介のチラシ・リーフレット作成 イベント用のチラシ
食糧費	クッキング用の材料費(完成品が500円未満) 講師の賄い、水分補給用飲料
光熱水費	開催日当日に会場使用で発生する光熱水費
使用料及び賃借料	活動場所の会場費借上げ料 開催日当日の駐車場使用料 マイクや音響などイベント用機材使用料
通信運搬費	事業の周知や講師への依頼文郵送の際の切手、ハガキ
保険料	行事保険料、ボランティア保険料

※団体人件費、団体構成員に対する謝金、団体構成員の飲食費は対象外。

※申請時の事業計画書に記載のないものには使用することはできません。



／  
詳細は別紙

「令和8年度交付実績報告書に必要な書類、助成対象経費・対象外経費について」  
をご確認ください。

＼

## ～申請について～

### ★提出書類

- ① 助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第1号 別紙1)
- ③ 収支予算書(様式第1号 別紙2)
- ④ 団体調書及び団体構成員(スタッフ)名簿(様式第1号 別紙3)
- ⑤ 団体規約(定款又は会則の写し)(様式の指定無し)

※①～④の様式は、子ども家庭支援センター、市役所2階市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、公民館、男女共同参画センター、各児童館・子ども館に配置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申請書・記載見本を  
市ホームページに  
掲載しています



### ★応募方法

- (1) 今回初めて応募する場合、または、これまで応募した事はあるが前年度(令和7年度)には応募していない場合

子ども家庭支援センター(0797-85-3862)へご連絡ください。

その後、所定の書類等を電子申請(e-ひょうご)・メール・郵送・持参いずれかの方法で提出していただきます。

※受付時間:月～金曜日 9時～17時30分(ただし、祝日を除く)

- (2) 前年度(令和7年度)にも応募した場合

子ども家庭支援センターより別途応募方法等をご案内します。

### ★交付決定について

書類審査の上、助成の可否及び助成金額を決定します。

※決定は7月上旬ごろを予定しています。



・今の活動は助成対象になる？  
・申請書の書き方がよく分からない・・・  
・こんなことしたいけど、助成してもらえる？  
など、申請を迷われている場合は、  
一度、子ども家庭支援センターにご連絡ください！

### 問合せ・申請書提出先

宝塚市 子ども未来部 子ども家庭支援センター  
〒665-0867 宝塚市売布東の町 12-8 フレミラ宝塚内  
TEL:0797-85-3862 FAX:0797-85-3886  
E-mail:m-takarazuka0053@city.takarazuka.lg.jp

